

◎新潟県告示第57号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正し、平成28年1月12日から適用する。

平成28年1月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表			別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
(略)			(略)		
規則第3条第1項第6号	(略)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第3条第1項第6号	(略)	本人交付用 <u>税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類</u> で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		(略)			(略)
(略)			(略)		
規則第9条第5項第6号	(略)	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	規則第9条第5項第6号	(略)	本人交付用 <u>税務書類又は官公署若しくは個人番号利用事務等実施者が発行若しくは発給をした書類</u> で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		(略)			(略)